

まちづくり条例第22条の事前協議の提出書類(建築調整課地域道路整備担当)  
《事前協議書添付図面作成等の留意事項》

建築審査課建築指導担当から事前協議書の交付後、以下の書類をご提出ください。

1 共通事項

- ☐ 事前協議書（写し） ※正副 2 部
- ☐ 付近見取図 ※正副 2 部
- ☐ 土地利用計画図 ※正副 2 部
  - ・ 道路の形状、敷地境界線、建築基準法上の道路種別、道路中心線、道路幅員等の現況情報を明記してください。
  - ・ 狭あい協議、道路調査で判断した内容を反映してください。
  - ・ 条例及び開発指導要綱に基づく後退線、後退距離、隅切り線等を明記してください。
- ☐ 狭あい道路拡幅整備協議書の協議図面の写し（2 項道路の場合） ※正副 2 部
- ☐ 指定道路調査申込書の図面の写し（1 項 3 号、1 項 5 号道路の場合） ※正副 2 部
- ☐ 公図の写し（インターネット取得可、3 か月以内のもの） ※正副 2 部
  - ・ 事業区域を赤線で囲ってください。
- ☐ 同意書 ※正副 2 部

2 開発指導要領第 7 条（私道の拡幅整備）に該当する場合

- ☐ 道路断面図 ※正副 2 部
  - ・ 整備する内容や道路構造物等の位置（整備前、整備後）を記載してください。

3 指定道路調査申込を事前に申請していない（道路位置を確認していない）場合

- ☐ 地積測量図（登記されている場合） ※正副 2 部